

米子市建設工事等入札・契約審議会議事録（平成２７年度第１回）

日時 平成２７年１０月９日（金） 午後２時から
場所 米子市役所本庁舎４階 ４０１会議室
出席者 委 員 松原 雄平 竹下 靖彦 奥田 正雄 岩浅 美智子 小林 玉青
西村 正男（欠席）
事務局 菅原総務部長 入札契約課 宮松課長 柴田係長 石田主幹
工事所管課 水道局総務課 整備課 施設課 建築住宅課
維持管理課 土木課 農林課 環境事業課
議題 （１）平成２６年度下半期の発注状況について
（２）入札及び契約の運用状況について（H26.10.1～H27.3.31契約分）
（３）談合情報に対する処理報告について

議事内容

〔午後２時開始〕

菅原総務部長開会あいさつ

事務局 ただいまから、平成２７年度第１回米子市建設工事等入札契約審議会を開催いたします。今回は、平成２６年度下半期における入札状況についてご審議いただきたいと思います。それでは、会議に先立ちまして事務局の方から自己紹介をさせていただきます。（自己紹介）
会議の進行につきましては、松原会長様よろしくをお願いします。

松原会長 それでは、議題に入ってもよろしいでしょうか。

事務局 まず、西村委員がお仕事の都合で本日ご欠席でございます。従いまして本日は、いらっしゃたメンバーの方でよろしくをお願いしたいと思います。西村委員からは、特に審議案件はいただいておりませんが、本日ご審議いただいたものについて、資料をさしあげたいと思っております。

松原会長 それでは、早速ですが議題の（１）から進めたいと思います。平成２６年度下半期の発注状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 平成２６年度下半期ですので、平成２６年の１０月１日から２７年３月３１日までに契約を行った案件につきまして、資料を作らせていただいております。（資料説明）

資料の１ページ目、２ページ目につきましては、種類別で統計を取っておりまして、３ページ目、４ページ目では、その統計を年度ごとに並べているものでございます。

工事関係につきましてですが、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札、通常型指名競争入札を合わせて件数は７９件、契約金額は１２億４０００万円、平均落札率は９４．１％でございました。随契につきましては、件数は８８件、契約金額は１億４０００万円、平均落札率は９５．６％でございました。工事関係全体で、件数は１６７件、平均落札率は９４．７％、契約金額は１３億８０００万円でございました。

次の２ページ目に移りますと、委託関係を載せておりまして、公募型、通常型指名競争入札を合わせて件数は４４件、契約金額は２億３０００万円、平均落札率は９４．６％でございました。随契につきましては、件数は１４件、契約金額が１６５６万円、平均落札率は９７．３％でございました。委託関係全体で件数は５８件、平均落札率は９５．２％でございました。

3 ページに移っていただきますと、一番下が今回ご審議いただく案件についてですが、発注件数が26年度の上半期からずいぶん減少しておりますが、たまたま工事が前半に集中したことによるものでございます。平均落札率が94.1%で上半期の93.9%からは上回っておりますが、若干のアップということで特に説明はいたしません。

随契は、件数が88件、平均落札率が95.6%でございますが、これは過去2番目に高い落札率となっておりますが、随契案件は特定業者しかできないという特種性がございますので、一般に平均が上がり下がりしても、理由がこれだと決めつけることはできません。

4 ページ目にいきますと、委託の入札分は、件数が44件で、平均落札率は94.6%でございます。こちらもし少し上がっておりますが、同じ94.6%は25年度の上半期にもございますが、業種で比べますと、25年度の時点では建築士と測量関係が高いというものでした。他に目立ったのは、今年度はすべての業種で少し高めという状況でございます。委託はご存知のように事前に予定価格を表すものではございませんので、事業を公表させていただくものと全く公表しないものでは、最低制限価格あたりに工事は集まったりするのですが、工事の方はあらかじめ予定価格を出しておりますので、計算でこれくらいではないかと推測しやすいものではありません。委託については予定価格自体を公表しておりませんので、ご自分で積み上げられた金額が皆さん高めであったのではなかろうかというところと、最低制限価格は20年10月から委託につきましては公表しているのですが、そのあたりで、資料を積み重ねたもので推測して、さらに高いものというのではと推測の域は出ませんが、そのような状態でございます。

次に、委託の随契ですが、件数が14件、平均落札率97.3%です。加重平均では、99%で例年に比べてずいぶん高くなっております。随契案件で、4件で100%の落札率のものがありまして、さらに99%を上回るものもあります。この関係で計算するとかなり高いものです。先ほど、工事でもご説明したとおり、随契は、できる方をこちらから依頼して見積もりを出していただくという特殊な関係のものでありますので、数字の報告をさせていただきだけで終わらせていただきたいと思います。

本年度ですが、上半期でもご説明をさせていただいたと思いますが、学校関係で、26年度は耐震、配電室などの建築系の工事関係が多く、上半期も多いのですが、下半期もそれについて70件の工事があります。27件は学校関係の工事となっております。空調の関係もそのあたりで若干見られた業種で、多めになっているという傾向がございます。以上でございます。

松原会長

26年度下半期の発注状況についてということでご説明を受けました。委員の皆さま何かございますか。

数字をあげてご説明いただいたわけですが、できれば、件数や契約金額といったところは、グラフ化していただけるとありがたいのですが。一覽で数年間分を比べることができますので。例えば3ページ目などは特に…。

事務局

はい、そのように次回からは対応させていただきたいと思います。

松原会長

学校関係という話でしたが、耐震の工事のことですか。

事務局

耐震と配膳室のことです。給食等の関係で配膳室が必要になりました。限られた建物の中で、スペースで造らないといけなかったものです。結局、元の教室や職員の使った事務室を改装して行う工事になりますので、本体と電気工事ということで、これが同じような時期に工事を行う関係で、工事はあくまでも随契で限られたものになります。

学校関係ということで、安全の確保という面から子供がいない夏場、夏休みに工事を集中させて設定しますので、バランスのとれた発注ができない状況となります。本日のご審議にもありますが、不調の原因の一つでもあります。

松原会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、議題の（２）に移ります。入札及び契約の運用状況についてということで、お手元に抽出された案件がございますが…。

どの案件からでも結構なんですが。では、竹下委員の方から。No.2から。

竹下委員

理由が示されていましたが、郵便入札になっているので届いていないとわからない。けれども、その案件について入札契約課に郵便が届いた時に、表題がよくわからないのですが、封筒の数だけは明確に数えることができますよね。遺棄のままなんてことは、考えられないですよね。きているかきていないかという。

当日になって、辞退だとかそういう形が発生するかと思いますが、入札契約の方に応札についての郵便が届くわけですね。封筒は案件ごとに明記されているのですか。どれやどれやらわからないということになっていませんか。仕分けが。

事務局

封筒でございますが、様式はすべて同じです。これを使ってくださいということで。図面をコピー屋さんで買っています。そちらの方に、他の文書とまぎれないような黄色の封筒を図面を買っている方だけに渡しています。通常、入札は月曜日にホームページに公表して、その週の木曜日の夕方に入札の申し込みの閉めを行っています。それまでにファックスで、例えばA、B、C工事を同時に公表した場合に、それぞれを締め切り以降に数を確認して、予定価格によりまして1000万円未満の場合は8社ですとか超えますと9社等、数を確認して予定価格により何社まで指名するという制度を持っておりますので、オーバーする場合は2割を非指名といった措置を取らせてもらっています。

何社入札に向かわれるか、指名させていただくかは、通常でしたら木曜日の午後4時に確認できます。その時点で、1社か複数社かの確認ができます。入札が翌々週の火曜日、その前の日の月曜日に入札書が届けられます。その時点で、指名した数と届いた封筒の数が違う場合は申込先に確認し、辞退かどうかの確認をします。確定するのは月曜日、入札の前日となります。

竹下委員

私がお尋ねしているのは、「平成25年度下半期の抽出案件に対する解答」を見ているのですが、この中で参加者が1社のみで総合評価等をした理由。これに対して、当該案件は「米子市総合評価方式による競争入札試行要領」、これを見たことがないのですが、これにより対象とされているもので、「落札者を金額のみでは決定しない点を除いて、入札書の郵便の差し出しなど通常の希望型指名競争入札と同様の方法を用いており、参加状況がわからない状態で入札者は、入札契約課に届けているため競争制は保たれており、入札者が1社であっても入札を執行することとする」というように書いてある。

届いたところで1社しかなくても、入札契約課に郵便入札で届けば、何社であろうと競争性が保たれているという根拠は何ですか。

事務局

集まっていただくと、その場に一人しかいらなければ好きな金額、予定価格がわかっていますからなおさらで、その金額で出されたりできるのですが、郵便の場合には、集まられてということがなく、先に出していただくということです。

竹下委員

私が尋ねているのは、競争入札試行要領に目を通しておりませんので、この仕組みがどのような形で入札についての応札を了承して競争入札、例えば、これでいくと希望型指名競争入札だから少なくとも10社はいないという形だと思いますが、そこが1社しか入札契約課に届いていなくても「競争性は保たれている」という見解を出されているので、試行要領との整合性という点でどうなのかとお尋ねしているわけです。入札契約課でも、応札書が届いて郵便数はわかるはずですよね。そこらへんは、どのように理解すればいいのですか。

事務局

1社であるということで競争性がないという判断はしていない。1社でも競争性があるということで判断しての入札ということです。一般競争入札の場合は、国もそうですが広く求めて、それで1社でも成立するということがございまして、イメージ的には米子市が行っている郵便で行うものについて、エリアといいますか、米子市の格付だったり、条件をつけたりしますので、その中で希望者は出てくださいという形、条件が合えば指名をしますということで一般競争入札と同じような位置づけでしております。

総合評価と普通の郵便入札で違うのは、価格だけで決めるのか、価格以外の業者、技術者の成績等を加味して決めるのか、決め方の違いだけです。基本的には希望される方で条件の合う方、例えば土木A級であれば、条件が合う場合はどなたでも参加できるということです。

竹下委員

ちょっと、かみ合わないのだけど、要するに指名競争入札で公表すると、それについてランク付けがあるわけですから、自分がどのランクかわかったうえで工事を受注したいので応札しますよね、それが結果的に1社しかなかったということです。そうすると、1社しかないのに総合評価をする必要があるのか。総合評価で評価が悪かった場合は不成立ですか。私は今までの私の記憶ではそのようなことはないのですが。それはいつからですか。

事務局

最低制限価格を下回れば失格となりますので、それは当然不調となります。いくら技術者の点数とか会社の実績が良くてもそれはそれで、それと金額とを見て、初めて有効かどうか判断します。

松原会長

総合評価方式というのは入札形式の中でも業者選定をするにはたいへん合理的な業者選定の方法だと思いますが、この案件に対して総合評価、郵便入札方式で行うということで、応札が1社しかないのに対して、競争性という面では一般競争入札の概念からすると「競争性はあると」これはまあいいでしょう。

その一方で、米子市として総合評価をしたいという案件に指定したとすると、1社入札ということは、米子市の当初の考えとは少し違うと思います。いくつかの業者があって、総合評価でその中で最も良い業者を該当する中から選ぶという。総合評価はそういった意味ですよ。そういうことから考えますと、なぜ1社だったのかということが問題となる気がするのです。表を見ると発注時期が9月ですよ。そうすると繁忙期でもないし、これからまだ業務が出てくるという時期で、3200万円の業務に1社しか応札がなかったことになぜだという思いですね。1社入札があったのでまあいいだろうということでしょうが、他社はなぜということは何らか分析をされたのですか。

事務局

まず1社で成立しますとしています。公表する時に発注表とともに説明書に具体的に細かく入札の方法を業者にお知らせします。当初から1社で成立しますと入れております。公表した時点で総合評価方式で公表してございますので、1社でもできるという根拠となります。

この時期になぜ1社だったのかということですが、入札は4月から続いています。受注減点がありまして、技術者と業者の点数と価格で点数を出します。落札する業者が偏る傾向がありましたので、総合評価を導入してからずいぶん経ちますが、いろいろと工夫をさせていただいて、受注をした業者は減点しようという減点方式を取り入れておりますので、そのあたりで減点があって、出ても無理だろうと思われて出てこれない場合もございますし、年度初めですとか議会がある度に発注予定を出しておりまして、工種ごとにどういうものをいくらで、いつごろ発注するかというものをしておりますので、それを見られながら、また米子市だけではなく、特に総合評価に参加できる土木のA級業者の場合には、県や国にも登録されて参加する方ですので、そのあたりの発注状況を見られながら、どの工事をやりたいか、どの工事ができるのかを見比べながらされていきますので、1社がとくにおかしいということではないと事務局的には考えております。確かに会長さんがおっしゃったように、たくさん出ていただいて競争していただきたいのが本音ですが、26年度は参加者が少なかったということです。

事務局

27年度の話ですが、ここ何ヶ月は土木関係で10社近く出てこられる案件が続けざまにありまして、業者に聞くと工事が少ないからということで、業者の立場からいくとそういう事なんだろうなと。年によって建築系が多かったり、土木系が多かったりというところがあるのですが、その中で取りたいものがあるれば、県、市、国の中でどこをやりたいかということを考えておられる。その結果が1社ということで、先ほどから申しているとおりの、1社でも競争性があるという判断をしております。

竹下委員

ということは、入札試行要領を私たちも目を通しておりませんので、これを提出してください。今までもずっとこういう案件が出て不問となっている。その回答状況がよくわからなかったの。入札書が届いているからということで、それだったら1社ではおかしいのではないかという疑念が出て、毎回、私もそのことを抽出案件で入れている。そのへんが明確に確認されてなかった。今後発生すると思いますので、意思統一をする必要があると思います。そうすると今度は、入札に関わる公表の仕方の改善も出てくるのではないかと思います。競争入札だから参加はしないという業者もいたと思うんですよ、総合評価だから。すでに受注もしているし、減点にもなっているのだからだめだろうなと応札しなかった業者もいるかもしれない。それだと、結果的に一般競争入札にしかなくなっていない。逆に言えば、1社だけが応札するようなランクの業者が談合すれば、1社だけでもOKという形ができますよね。理論的には。あったかどうかは別にしても、そうすると1社だけということも出てくる、または、随契で逃げる形も出てくるようであれば、このような案件に対する公表の仕方を改めないで、何のために総合評価を導入をしてきているのかよくわからない。要するに金額だけで決めている。結果的にはそうなっている。総合評価は付け足しで総合評価をする業者がいないわけだから、総合評価もできないのではないかなと思います。

事務局

総合評価は金額と技術者、会社とあります。会社の点数は1年間同じ点数でございまして、技術者に誰をつけるかということで変わってきます。純粋な金額ではなくて、会社成績は0.7掛け、技術者の成績が0.3掛け、その3割と金額の7割を足したものの計算をしまして、一番高いところから並べていく。減点がない限りはそのまま。単純なものではありません。

竹下委員

私が言っているのは、総合評価にするから応札するのはやめるということも出てくると私は思う。一般競争入札で金額だけでいくなら一発でいく。それだったら申し込むという形もあると思う。総合評価方式で行いますという形で、1社のみという形が機能するかどうか。ということで、1社しかないならやめるべきだと。私はそういう考えです。一発で金額で決める。その方がよっぽどランクも良くて、3000万ちょっとですからAランクでもないし、まさに、一般競争入札で私はできるのではないかというふうに考えているのですが。

事務局

総合評価の方が、土木一式、普通の一般工事の2500万以上のものを米子市は、総合評価としておりますので、それよりも下回るものについては普通の入札ということですので、金額的に1億5000万円を越えなければ総合評価ができますので、土木一式の場合には、金額的には大きいものだと思っております。

松原会長

今回の資料のNo.1、2、3というところが総合評価で、先ほどのような話で参加者数が1社、1社、2社ということなんですよね。最初にいただいた資料を見ると、総合評価というところの抽出の方法が、業者に参加意欲を減退させるようなところがあるのではないかと。受注減点というのは、業者にまんべんなく事業を展開していくには、受注減点がかかるんですけれども。それが、重みづけがどれくらい必要なのかということだと思います。一つ言えますのは、少し制度の改正、見直しが必要なのではないかと思います。

事務局

もっと出やすいように参加してもらえよう工夫をということですね。

松原会長

そういうことです。他の委員の方、何かございますでしょうか。総合評価についてですが。

竹下委員

結局、競争入札で競争入札になっていない。確かに、最低制限価格が70%だとかそういう時については、応札が多くて安かろう悪かろうでは困るという形の中で、どのような形で、工事結果の優良な業者で金額が高くても、会社の規模や過去の実績から信頼できるという形で、必ずしも金額ではなくて総合評価で導入をしてきた。このような状況で、最低制限価格が90を超えている状況が出てきたら、それはもう崩壊しているのではないかと私は考えている。やるとしたら「何社以下は総合評価ではなくて一般競争入札にします」という形にした方が、業者としても明確になると思うのですが。

これは、No.127については100%なんですよ、落札率。各委員はどのように判断されるのでしょうか。そのような試行を出していますので、それに従って、1社であっても入札が執行できるという形で行けば、今後も永遠にそれが続いていってしまうと思うのです。以前は入札の時に調整をしたけれども、今は応札の段階で調整機能があるというように考えている。これは、一度議論をしないと1社でも受注できるなら100%でもいいわけですよ。それでは何のための競争入札なのか、全く意味が分からないというふうに私は懸念しているのです。

No.127は会長と私が抽出していますが、このような形でいくならどうすればいいのか一度、事務局、入札契約課の方で議論をして、検討課題にしてもらわないと、今後もどんどんこういうのが出てくるのではないかと。くじ引きを含めてですが。そういう点で、私はこれは今日では競争入札には値しないというふうに申しあげたい。

松原会長

竹下委員のご意見は、もっともだと思います。これが26年度下半期ですよ。27年度上半期が応札の数が増えているということですよ。状況が少し変わってきているのだと思います。そこが問題だと思います。その分析、評価ができると、1社、2社だったのに、今はなぜ10社になっているのかというところが一つの背景だと思う。やはり、どうしても1社2社が続くようであれば、先ほど竹下委員がおっしゃったようなことも必要だと思いますし。状況に応じては、一般競争入札を指名競争入札にしますというような。そのあたりのことは、ご検討いただければと思います。

それでは、その他の案件についていかがでしょうか。

奥田委員

入札参加とか失格とか辞退とかありますよね。辞退者が多くなってくるというのは、現場が間に合わないから辞退されることもあると思うんですが、結構出ますよね。辞退者が。そのへんのペナルティはあるのですか。

事務局

ペナルティはしておりません。辞退ということは、この工事をしたいということで業者から申し込みがあって、うちの方がお願いしますということで入札に来てくださいということで指名をした方です。申し込みをされた時には、大丈夫と思って、出ようと思って申し込みをされた状況で、その後に、他に条件の良い工事が出た場合、限られた技術者では無理だと考えられたわけで、辞退届の理由にも多いのですが、半分以上が人がいないということで出しておられる。辞退届も以前は理由がわからないままの辞退でしたが、竹下委員の方から中身を確認した方がよいということで、様式を変えて理由を書いていただくようにしております。「人がいない」というのが一番多い理由で、最近目立つのは、「積算したら予定価格より上回った」というところでございます。ですので、出ようと思って申し込みをされて、でもやはり別の工事をという業者に対して、ペナルティをかけられるのかどうかというところで、何でもいから申し込みをというような軽いものではないと考えております。ですので、ペナルティをかけられるのかというところです。

奥田委員

工事費内訳書を入札される時に出されますよね。結果的に工事価格が同じになりますよね、皆さんが。中身は多少数字的に前後されますが。これは工事価格をポンと出すというわけにはいかないですよね。中にいろいろ数字を書かれますよね。最終的に、合計は皆さん似たりよったり数字を出されますよね。その時に中身のチェックではなくて、合計だけのチェックになりますよね。

事務局

米子市の場合、入札書と一緒に出していただきます。入札書の金額の内訳を一緒につけてもらうというところで、ここの金額が違えば入札書としては使えないということにしているのですが、そうでなければ有効としております。今年の春に、県と4市の会合があった時に質問をしまして、「内訳書のチェックはされていますか」という質問に対して、「何か特別な理由がない限りは、中身までチェックはしていない」という答えがございました。最近、国交省にも確認しまして、「入札方法が電子入札なので先に内訳書を出してもらう。そこでおかしければ入札書は出せない。」という対応をしておられるとお聞きしました。市レベル、県内では普通の入札のチェックをされていないというのが現状でして、処理をできないことはないのかも知れませんが、そうなりますと、すぐに落札の宣言ができなくなり、ではどれが妥当なのかという議論になってしまいます。なかなか確認は難しいので、今の状態では対応はできません。

奥田委員

No.149は、ほとんど工事価格の合計が一緒なんですよね。パソコンを同じメーカーを使われているからこのような現状が出るのかわからないですが、その企業規模にもよりますから、多少いろんな科目で差が出るのではないかと思います。

事務局

No.149の工事ですが、とても単純な土木系で、ネットの張り替えが主な工事で、その張り替えができる方が限られています。撤去工ではだいたい同じような150万くらいの金額でかたまっていて、張替工の方で少し差が出ます。後は共通仮設費等になりますので、差がほとんど生じません。ぎりぎりのところで失格の方が出られるという案件です。

竹下委員

結局、すでにどのように当てるか、千円単位の状況になっているわけです。工事費内訳書もおお目の金額がだいたい出ている、後は一般管理費でどう調整するかというところでごろあわせをするという状況になっている。本当は内訳書を見るんだったら、資材の購入単価の比率、下請けに対する請負金額、そういう点をもう少し出さないと実際に工事費内訳書が一式いくらであり、全く透明性がない。それでも、こういう書式を統一してもらったために、そこらは、実はわかりやすくなってきたんですが。中には、受注するためには「一般管理費が0円」そういう業者もあったわけです。その理由を聞いたら「役員報酬を出していませんから」ということで一般管理費が0円でも成立している。要するに、応札金額を調整した案件が、会長ありましたよね。だから、工事費内訳書もそのような対比をしないと、何でこの購入価格がこれだけ違うのか。

そういう意味でいきますと、2番のところなんかマンホールの蓋はできあいを買うわけですから、仕様書でどの程度のものと明記をしてあるわけですから、1社だったらその金額が妥当かどうかかわからない。しかも、内訳書が出ていけませんので、推認して検討するのに値しないという状況になっているんですよね。だから、私はずっと1社のみでいう形を問題にしているわけなんですよ。

工事費内訳書が逆に内訳書ではなくて、応札金額をどのようにわが社が調整するかという機能にしかになってない。購入単価で横並びしてみると、購材単価の高いところは一般管理費で調整している。安いところは一般管理費を増額している。11から低いところで9%というところで試算をしてみたら、一般管理費が落ち着いている。特に、No.2なんかは一般管理費が11%もある。だから、出してもらってもこれでは全く私たちは検証のしようがない、そういう状況になっているということなんです。

岩浅委員

私もこの案件を選ばせていただいたのですが、最終的にくじ引きで落札ということで、業者の数が多く辞退されたところが1社だったので8社が残った。それで最終的に郵便入札で落札先を決めた。なぜそのようなことになったかという、送っていただいた資料の中で、先ほど竹下委員がおっしゃったように金額が千円しか変わらないというところがたくさんありまして、中にはちょっと違うところもいらっしゃいましたが、そのギリギリのライン5千円だと最低制限価格に引っかかって失格、6千円だったらOKという際どいところなんです。以前に私がいただいている資料の最低制限価格設定の計算式が、平成23年度以降変わってないのかわかりませんが、この時点では、まだ消費税が5%の数値なので、1.08に変わったものが出ているのではないかなと思うんですけども。現場管理費の割合が、その時23年度でいきますと9/10であり、一般管理費の方は3/10で、21年の4月までは上限が80%で、それから85%になり、今は90%と段々あがってきたというような説明を受けたような気がするのです。

新しい資料があればそれで算定してしかないと、結果だけ工事費内訳書などで工事といいますか、たくさんの応募があるような工事ではないにも関わらず、多少なりとも撤去とか多少の違いがあっても合計していくと、千円単位でしか変わらないという答えが出てくるといふ計算式がどうなのかなと竹下委員もおっしゃておられましたが、私もそのように思っております。最低制限価格は、業者さんからはだいたいこれくらいでいけるというようなパソコンの計算式があるかも知れませんが、市役所側で必ず最低制限価格を出しておられますよね。その時の根拠となるものが、例えばネットの張替えがどのくらいの額なのか、撤去工事がどのくらいなのか、平均値かもしれませんが把握したうえでないと最低制限価格は出ませんよね。どのように算定されているか、数式はわかるんですけども、実際どのくらいの金額を見込んで入札しているのかをちょっと知りたいのですがいかがでしょうか。

事務局

工事につきましては、すべて工事の設計書がございまして、設計書で工事費内訳書に書いてあります直接工事費ですとか共通仮設費ですとかありまして、その中に何々がいくらとおおまかなものを書いてあります。ページを拾っていくと、1個あたりの単価が入っているものがあります。業者の方には、工事を入札される方については、金額は目隠しして入っていないくて、何個とか何メートル等が記載された設計書をホームページに載せていまして、その最低制限に必要な直接工事費とか共通仮設費とか一般管理費等を拾いだして、自分のところがいくらでできるかを出して予定価格を決めます。米子市の方は、金額が入った設計書と一緒にきますので、それで計算してます。業者は金額の入ったものを見ないとわからないという状況で、そこで競争してという感じです。

岩浅委員

市役所側のこれくらいかかるという情報というか価格自体は、どこから取り上げているのですか。

事務局

土木系も建築系も一般単価という県が使っている単価があります。それにしているものはそれで、そうでなければ米子市が見積もりを取っています。見積もりを取るのが建築系は多いということで、土木系は最低制限にかたまるのですが、建築系は見積もりの割合が多ければ、ばらつきがあり、かたまりがないという傾向です。

岩浅委員

先ほどから話が出ていますが、千円しか変わらないとかそういう形が多くなってくると、最終的にくじ引きになるということですよ。

事務局 くじ引きの資料を21年度から26年度まで工事別でお渡ししているのですが、先月、県から問い合わせがありまして、米子市はその時点で対象案件が郵便入札ということだけでしたので、工事が197件のうち13件がくじ引きということを報告しましたところ、「米子市は少ないですね。県や他の市町村など県内では30%近くある」とおっしゃってまして、初めて県内の情報を知ったのですが、年度によってくじ引きをすることが多い場合は多いですが、26年度については、くじ引きの件数は県内でもとても少ないという状況です。

竹下委員 積算根拠は、建設部が中心になって算出根拠を出されているのですか。

事務局 県の方からデータがきますので、それを各設計課が取り入れて最新の単価を使っているという状況です。

竹下委員 それはどれくらいの差があるのですか。建設部課の単価表と県が独自に出しているのかどうかよくわかりませんが、その単価表との差額はどれくらいですか。例えば1品でみた場合にどれだけの差が出るのか。建設部課の方が高いのか、あるいは安いのかそれがよくわからないのですが。

工事所管課 ほぼ同じです。

松原会長 その他どうでしょうか。

竹下委員 No.127について、先ほど課長の方から説明がありましたが、これに基づいて行ったということで、そういう点では落札価格が100%。みごとの中している。宝くじよりも精度が高いという状況なんですけど、これはどうなんですかね。私も今回始めて100%をみたんですけども、これは契約課としてはどのようなお考えですか。結果ですから、仕方ありませんということですか。

事務局 そうですね。結果的には。落札をされたということですので。これにつきましては、市の積算はこれでという工事費内訳書を持っておりますが、比べてみられますか。
(内訳書配付)
この内訳書を見ますと、設計書の数値になるといったところですよ。

竹下委員 対比をするとよくわかるんですが、一般管理費を見るとわずかな違い2千円程度の違いしかないということなんですけど、どっちがどうなんでしょうかね。これはまさに企業の儲けなんですけど、実質的には。その設計をされる時に、一般管理費が、これでいきますと10.96%ということは、11%の利益を見込んで設計書を作られたということですね。

工事所管課 一般管理費や管理諸経費ということではなくて、諸経費の中に一般管理費は会社自体の経費で、その部分に充てるための諸経費という形になると思います。

竹下委員 その内訳というものは見たことがありますか。例えばどういうものがあるのか。例えばAランクとBランクだったらその比率等はどのようになっているのか。

工事所管課 詳細だとわからないのですが、諸経费率についても、現場管理費なり一般管理費なりいろいろございますが…。

竹下委員 現場管理費は明確にこの中に出ていますよね。

工事所管課 現場管理費は現場の諸経費というものですし、一般管理費は会社自体を運営するための諸経費という形となっております。率につきましては、鳥取県の歩掛表において、諸経費、これも金額によって何%と決まっておりますので、工種によっていろいろと違いますけども。河川工事につきましては、この金額でこの諸経费率ということになっております。細かいところは、今は存じあげておりません。

- 竹下委員 といいますと、規模が大きくなればなるだけ、会社の運営費というのは増大するのでしょうか。それとも、一つのセクションなので、むしろ一般管理費そのものは減少するのでしょうか。先ほど言いましたような人件費、あるいは役員報酬を加味しながらおそらく出しているとは思いますが。
- 工事所管課 設計金額が上がると諸経費率が上がるということなんでしょうか。一応、設計金額が上がりますと諸経費率は下がってくると思います。ただし、設計金額が大きいものですので、若干諸経費の金額も大きくなるというものでございます。
- 竹下委員 そうすると、過去に案件がありましたように一般管理費が0円。これは港湾ではなくて土木、建築の方だったと思うのですが。
参考までに担当者としてはどうですか。個人的なオフレコでもいいですが。
- 工事所管課 難しい質問ですが、その背景があると思います。業者がとりたい場合、会社の諸経費は一切いらない。現場だけの諸経費だけを見てそういう形でやられたのか。私もそのへんがはっきりわかりません。
- 奥田委員 一般管理は率で決めるんですか。業者の方も率を知っているわけですか。
- 工事所管課 だいたいすべての業者の方、知っておられると思いますけれども。
- 松原会長 いわゆる諸経費という、直接経費、人件費等、直接経費を通して出てきたものの最終的なところに％を掛けていく。これは先ほどおっしゃるように工種によっても指定されているんですよ。そういう意味では、応札者は機械的にやっているのではないか。あるいは、そこを若干％を下げて、自社としては努力してトータル金額を下げていこうということはあると思いますが、0円というのは、いかにもどういう管理をやっていくのかということですよ。そこは逆に問題が発生すると思います。
そして、やはり1社入札ということになってしまう。先ほどの話のように。このへんも議論の対象にしていきたい。また、数字的には米子市の設定と応札率が非常に近い。堂々と100％に近いところで応札しているという気がします。
よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。
- 竹下委員 No.152ですね。先ほどご答弁いただいた河川とは違いまして、建築主体工事なんですけど、ここで見ますと内訳書の中で一般管理費が8.248％という形で、少なくとも約2.8％くらい一般管理費が金額が多いにも関わらず低い状況なんですね。一概に数字だけでは言えないと思うのですが、先ほど説明がありましたように、工事によって一般管理費の額が設定されるという形なのではないでしょうか。建築課の担当の方がいらっしゃいましたら。
- 工事所管課 建築工事の一般管理費等についてのご質問でございますが、建築工事におきましても、土木と同様に国県からの歩掛表を使って算出しております。今回の工事金額、直接工事費を最初に出すんですが、それに応じて共通仮設費、現場管理費、一般管理費といったところで、歩掛かりの計算式によって算出されるようになっておりますので、私どもが発注します段階では、それに従って計算をしているということになります。一般的に言いますのは、直接工事費が高くなるほど、工事費全体の割合として一般管理費は少なくなる。ただ、もともとの工事費が高くなれば、額としては当然上がってくるような仕組みとなっております。実際に取られる業者が、どのように一般管理費を算出されているかは私どもにはわかりませんが、土木課長からも話がありましたように、会社の運営をされるにあたって、必要と考えられる経費を算出して出された結果であるという認識でおりますので、その辺が高いのか安いのかについては、私どもの方ではコメントは難しいと思います。

(資料配付)

松原会長

この配付された資料というのは。

事務局

この工事については公募型でしたので、入札説明書、工事設計書などの入札の内容がわかるものをご用意しました。

これにつきましては、様式は同じものなのですが、その中で関係のあるところを書き込んでおりますので、どういう感じなのかかわかっているかだと思います。

小林委員

公募型も1社であっても成立するのですか。

事務局

そうですね。何社じゃないといけないということはございませんので、公募型の一般競争入札と同じようなところなのですが、公募型と一般競争入札の差というのが登録をされているかどうかということです。登録をされている方だけが公募型となります。条件をつけて郵便入札をしておりますので、結果として、1社でも入札はできます。ただ、郵便以外の場合、集まっていた場合につきましては、1社では入札はできないということです。

松原会長

その他いかがでしょうか。

竹下委員

ちょっと古い資料で平成25年度の入札辞退者一覧を見たんですが、先ほど奥田委員から話がありましたけども、辞退について契約課の方でこのように1年間における辞退状況を一覧表にさせていただいたのでよくわかるんですが、A社が10回も辞退をしている。先ほどもありましたように辞退の問題というのは、とりあえず応札をしておいて、最終調整の時は辞退するというような形でいくのですが。

よくわからないのですが「人員の配置が困難なため」、「技術者が…」と言うのなら、これは確かに現場に技術者を、管理者を置かなければいけないのですが、「人員の配置が困難なため」ということになると、非常に意味がよくわからない。これでも辞退理由としては認めるわけですか。人員が足らなければ申し込まないという話は当然あるとは思いますが、少なくとも申し込んだからには受注をするという前提で行っているのですが、技術者がいない場合は、確かにそれは現場が何か所もとなると、技術者が少なければそちらに配置ができないわけですから、他の落札案件との調整で辞退をするというのはわかるが、ここにおける「人員の配置が困難なため」というのはどうなんですか。逆に言うと、下請けだって使えるわけですし、孫請けも実際使っている状況なんですか。そこらは何かつかんでおられますか。

事務局

ここで人員と言いますのは、現場代理人ということだと思います。常駐義務がありますので、必ず工事に一人つかないといけないということになっております。技術者の場合、米子市では入札案件で専任を求めない場合は3件まで持てます。現場にいらっしゃる必要がないわけで。ただ現場代理人につきましては、必ず現場に常駐して市の監督員との窓口になったり、現場を整理する義務を持っておられますので、必ず工事1件につき一人必要という事情がございます。資格が技術者の場合には必要となるのですが、現場代理人の場合は資格が必要ないのですが人がいなければいけません。しかも、入札を申し込まれる時の3か月前までに雇用関係がないとだめというようにしております。ですから、人が少ないとか、いろいろな工事を受け持っておられるところは、同じような工事があった時にどうしようかということはあると思います。

辞退届は申し込みを出していただく時点では、皆さんやる気があって出していると思っていますので、どうしても入札に参加ができなくなったということで、辞退届を出してこれれると思っています。それに対して、出てきたものに対して、おかしいなと思うところはありません。出されたらいただくということです。窓口にいらっしゃる場合は、書いておられることがわからない場合には、辞退理由を具体的にお聞きする場合があります。

竹下委員

A社の場合、入札日が3月27日でいくつかあるんですよね。課長が言ったように工事を落札するという前提でいけば、同じ日に他の工事があるのかよくわからないのですが、日程が違う形であれば竣工期日との関係で確かに言われたような状況もあるのですが、明らかにこれなんかでいくと、代理人がいて配置をして受注することではなくて、とりあえず入札があるから出しておけという形になっているのか。そこが不信に思うわけですよね。最初から代理人が何人いるかわからないわけですから、工事の受注ができるのかという感じを受けけるのですが。現場代理人の人数等は、応札の時に明記をするような状況がないとこういう事態になる。要するに、応札者の数は増えるが辞退者の数も増えるという状況が、これからも想定されるのではないかと思うのですが、そのあたりはどう考えておられますか。明らかにこれは確信犯ですよね。

事務局

米子市だけの工事に向かわれるわけではないということと、今、発注されている工事の後に、もっと出たい工事があるかもしれない、あるいは、申し込んだが落札できるかわからない。工事が重なる場合は、重複届を出していただきます。最初に取りれば、後は出ませんというものをあらかじめ出していただくのですが、同じような時期に同じような工事があると、重複届の数は多くなります。限られた方の中で、一番良い工事を取りたいという現れかもしれませんが。人数をあらかじめ把握してから申し込むということはなかなか難しいと思います。

竹下委員

担当課の維持管理課が来ておられると思いますが、ここにおけるA社の維持管理の委託というのはどういうものですか。清掃案件なのでしょうか。

事務局

先ほどの竹下委員がご確認されたいという部分ですが、委託業務というのは希望型の入札を基本的には行っておりません。ですので、指名の参加希望届出の中で、そういった業務をされたいというところについて担当課で指名をしています。かといって、すべての業者にこの時期にできるのかという確認ではなく、事前にこの業種に関しての希望を出しておられる業者に出しますので、先ほどのA社の辞退理由というのは、希望型をやらせてくださいということではなく、2年間のうちにこういった業務をやりたいといった登録をいただいておりますので、タイミング的に「人員がない」という理由も当然あり得るということです。ですから、他の業務をやっておられる中で空いている人員がおられない中で、維持管理課の方で希望されている業種なので指名をしたということです。

竹下委員

維持管理業務というのはちなみに何ですか。剪定やら草取りとかですか。よくわからないのですが。

事務局

おっしゃられたとおり、庁舎まわりの管理ですとか剪定等です。

松原会長

No.108、780万円ほどですが、これは辞退者がずいぶんあるようですが、発注期間や年度末で業務が重複して辞退ということなののでしょうか。そのあたりはいかがでしょうか。

工事所管課

市有街灯工事の業務内容についてでしょうか。

松原会長

辞退者が多いのが時期的なものなのかどうかと。

工事所管課

私も辞退された方の理由までは把握しておりません。この市有街灯の維持工事といいますのは、私どもが米子市内に4000器の街灯を持っております。その内、LEDに変えたものが400器しかありませんで、残りは蛍光灯です。この球切れがしょっちゅうありまして、自治会から連絡がありますと電球の交換をしたり、灯部が錆びて老朽化して灯具自体を新しく変える時にはLEDに変えております。

これは指名競争入札ですので、電気工事で指名願を出している業者、それなりの資格を持った業者を指名しております。ただ、6社の辞退された理由までは、把握しておりません。

事務局

この工事なんですが、もともとは委託で出していたものを24年度に工事で積算した方が適切であろうということで、維持工事と新設工事の二つに分けて入札をしているのですがあまり人気がありません。25年の第2回審議会の案件として挙げていただいています、その時には7社中6社の辞退で入札中止になって、結果的には随契となったものです。辞退の理由が、「工期の確保が困難」ということでしたので、実績がある2社から見積もりを取って随契をしたということです。人気がそんなにあるものではないが、26年度は落札業者があったということでした。

竹下委員

一つは700万くらいのところでなぜ指名するのか。私は指名制度の廃止をずっとここで主張してきているのですけれど。電柱に登って器具を取替えるだけなので、指名をしなくてもやりたい業者を募ってやる方が良い。技術的な問題もないわけですから。器具の取替えとなると、途中の電線が劣化していて電線を取り替えないといけないということは発生すると思うんですけど、そこはどうなんですか。そこは、指名入札方式というのは、前から言っているように談合の温床になる。だから、やりたい業者が手を挙げて入札に参加してもらう。これは技術的なものも何もいらない素人でもできる。そういうことだと思うので、その点でいちいちなぜ指名入札にするのか全く意味不明です。複雑で高度な技術を必要とするのなら、確かに指名をした方が安全ということもあり得ると思うんですけど、器具の交換等でなぜ指名するのかというのがどうも…。
くだいんですが、その点どうなんですか。

事務局

一年間維持を担当するということで、切れ目なくということで、3月中に入札、契約をして4月からやっていただく。切れ目なくということですので、希望の業者がたくさんおられて必ず出られるというのならいいのですが、途切れてしまっはならないということがあります。何件かこのような債務負担行為というのですが、すべて維持ということで、1年間見ていただいて何かあった場合に責任を持って対応していただくというところがございます。

基本的に工事は希望型ですが、このような維持工事、年度末にかかるものにつきましては、すべて指名ということでさせていただいています。その期間に限られるというように思っていたいただければいいかと思います。

竹下委員

ということは、維持工事は年間契約だというように判断すればいいのですか。これは街灯だけではなく、道路、ガス、水道メーターでも一緒だと思いますし、案件としては緊急性が出てきて、その都度随契でやらなくても、年間を通して苦情がくれば現地に行ってみて確認をして、必要だと思ったら年間契約業者に指示を出して、その業者が現地に赴いて補修工事をやるというのは当然だと思うんですよね。そうすると、1年契約ですから危ない会社が来ていると、1年間もつのかという心配もあろうかと思うんですけど、それなりの実績があるところは、当然これまでつぶれてないわけですから、1年間の経営維持ができると思うのですが。

システムはわかります。私の家も水道管が壊れて水道局に連絡して、その指定業者が来て修繕をしてもらったことがあります。聞いてみたら、年間契約をしていますということでしたので、当然そういうことは必要だと思うのですが。

ということは、維持工事は年間契約であるということで、全ての案件で理解すればよろしいのですね。

工事所管課

委員のおっしゃられたとおり維持工事というのは年間契約です。普通の一般土木工事と違って、月曜日から金曜日の朝8時から17時までという仕事ではございません。夜中であろうが、休日であろうが、私どもに市民から苦情の連絡があれば、すぐ維持業者に連絡して向かわせる。例えば、金曜日に連絡が入って月曜まで投げておくというわけにはいきません。穴の開いた道路に人が落ちたらいけない。多いのは、夜、自転車で走行中に道路に穴が開いているのはわかりにくい。ですから、すぐに現地向かわせます。それなりの対応ができる業者でないとだめです。舗装やコンクリート打設工事等、いろいろな業種がすべて凝縮されております。普通、これを希望型にしてもなかなか業者が手を挙げないのではないかと思います。

ですから、私どももある程度総合的な技術者を持っているとかそういう体制ができていところを。語弊がありますが、従業員が5人6人の所では、絶対に維持の体制は整えられません。業者も年間維持工事だけで食べていくことは無理です。他の工事も取られます。その工事があればそちらに従業員が行きます。維持は維持で人員を配置している。そのような体制をとっているような所を指名競争入札のメンバーに入れて入札を行っております。

ですから、夜中であろうが休日であろうが、まず私どもの職員が現場を確認し、緊急であればすぐに業者に連絡し、現場で職員と業者で落ち合っていち早く対応できるような、体制ができるような業者を指名しております。

松原会長

維持管理課の24時間対応というお話でした。確かにそうすると、この業務を受けてみようかということの決断はできないかもしれないですね。

事務局

ちなみに、お配りしている資料の1ページ目に工事の通常型指名競争入札が8件ありますが、これが維持工事です。

松原会長

いかがでしょうか。委員の皆さま、この案件をとということがございましたら。

竹下委員

水道局の談合問題の取り扱いについて、契約課に連絡をさせていただいたのですが、談合情報が寄せられて水道局だけで副市長が対応されたようですけれども、審議会に諮られず、しかも業者の聴き取り調査の結果も出てないし、内々ですべて処理しているのですが、それはどういうことですか。

松原会長

それは議題で行きますと3番目の所ですね。
とりあえず、議題(2)の運用状況についてはよろしいでしょうかということ。

竹下委員

私が言いましたように「競争入札試行要領」これは配付をお願いします。

事務局

わかりました。

松原会長

それでは、談合問題に対する処理報告についてということ。

工事所管課

水道局で総務課長をしております金田です。よろしくお願いします。談合情報について報告させていただきますが、その前に一連の事案につきましては、皆さま方にはご迷惑とご心配をおかけしたところでございます。また、ご指摘いただきました審議会に対しましてのご報告並びにご相談におきまして、適切な対応がなされなかったことにつきましては、たいへん反省をいたしております。心からお詫びをさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは改めまして、経過をご報告させていただきます。本年の4月発生した入札談合情報ですが、入札談合に関する情報についての経過報告及び一連の流れをフロー図にしております。そちらで説明させていただきます。

事の始まりは、4月20日午前米子市入札契約課長から私に電話がございました。内容は1通の封書が入札契約課あてに届き、中を確認したところレポート用紙のようなものに談合情報、入札件名、落札予定として業者名が印字で記載されているとのことでした。その入札案件を至急確認しましたところ、翌21日9時30分に予定していた入札でしたので、急ぎ私どもの管理者である局長、副局長、発注担当課長、入札事務の会計係長と私とで協議をいたしたところ。

その中で、ご相談を含めて入札契約課に問い合わせをさせていただきましたら、過去の談合に関する実例資料もあるということでしたので、封書の原本のの受け取りも含めまして、会計係長と私とで入札契約課に伺いました。そこで、このような場合の対応につきましては、その時点で談合情報の確約が得られない場合は、入札を執行し、結果として情報どおりであったならば、落札保留を宣言した後に調査に入るケース、また、情報があつたという事実でもって入札中止し、調査に入るケースがあるとのアドバイスを受けました。

そこで、そのアドバイス、原本を持ち帰りまして、再度先ほどのメンバーで協議をいたしました。この入札は、指名競争入札で指名業者名は非公表の中、寄せられた情報であるということを重ねて受け止めるべきであるとの考えから、入札中止を決定しました。その後は、翌日の入札でしたので当該業者に対して、入札中止を通達するとともに、いち早く情報を公開するべきとの判断から管理者と私とで市長、副市長に報告し、併せて議会及び市政記者室へ情報を提供したところでございます。今日の資料で新聞記事もお配りしておりますけれども、午後からはかなりの件数のテレビ等の取材も受けております。

翌21日は、鳥取県警捜査第二課の刑事が2名水道局に來られ、会計係長と私とで事情聴取を受けたところです。22日から27日にかけて、順次業者に談合情報に対する事情聴取を実施いたしました。対応しましたのは、当初からの協議メンバーであります副局長、発注担当課長、会計係長と私の4名で行っております。聴取の内容は、「落札者が事前に決定しているかのような事実」、また「事前の話し合いの有無」、さらには「そのような情報を聞いたことがあるか」等の聴き取りを行いました。結果は8社ともはっきりと否定をされ、この情報について、その時点では疑うに足る事実を確認することはできませんでした。その結果を踏まえまして、27日午後1時30分から水道局公正入札調査委員会を開催いたしました。構成メンバーは、聴き取りを行った4名に加えまして浄水課長及び施設課長で構成しております。

その中で、事情聴取の結果、事実確認ができなかったこと、また匿名の情報であり信憑性が乏しいものではあるが、入札日、指名業者ともに公表されていない入札に対しての情報であり、また投函された時期も考慮いたしますと、疑いが完全に払拭されたとは言いがたく、疑念を抱かれる入札を行うべきではないとの結論に至ったところです。ただ、この工事は8年ごとの交換を義務付けられた計量法に基づく「水道メーター取替工事」ということでございますので、住民生活を考えました時に時間的猶予が限られており、工事そのものを中止することにはならず、その場で今後の対応について協議いたしました。結果、同一の形で当該入札は取りやめとし、地域割り等で分割し、工期も4期程度に分けて分割発注すること、また指名業者については、当初の指名業者は総入れ替えとし、予定価格におきましてB級C級とし、その事務処理が整い次第に入札を実施するという事を決定しました。

28日には、再度鳥取県警から來局され、捜査関係事項の照会があり、その他の入札に関する資料の提出を求められました。具体的には、平成24年度からの入札に係る資料をすべて提出いたしております。連休明けの5月8日に決定しました今後の対応について、市長、副市長、議会、市政記者室に報告いたしております。当日は、県警二課の來局を受けて、関係者の指紋を採取されております。入札契約課の職員も採取されておまして、私どもとしましては、たいへん心苦しく思っております。なお鳥取県警によりますと、捜査は引き続き行われておまして、封書の原本もいまだ県警にございます。今後、何かしらの動きがありましたら、速やかにご報告をさせていただきたいと考えております。

工事所管課

その後、5月21日に形を変えた入札を実施いたしました。指名8社中5社が辞退、残り3社で入札を行いましたが、いずれも予定価格に達せず、不調に終わっております。辞退の理由が「人員配置が困難である」とのことでしたので検討しました結果、さらに施工件数を減じて分割発注することといたしました。しかし、一連の件で5月分の取替が中止となりました。このことによって、6月取替分はさらに緊急を要しておりましたので、別対応として取替の資格を有し、いずれの業者にも属さない方に委託すべく検討に入りました。また、職員の中にも何人かは実績、経験から資格を有しているものもおりますので、最後の手段としては、職員対応も検討したところです。おかげさまで、4名の方に協力をいただくことができて、また再分割での入札も、ここまでは順調に行っており現在に至っております。今後につきましては、11月の入札を受けて来年2月までには本年度分の取替が完了するものと見込んでおります。

最後に、この度の私どもの不適切な対応の反省から、本年6月1日付で米子市水道局談合情報マニュアルを改めて見直し、報告及び対応等についても今後は徹底していきたいと考えております。報告は以上です。

事務局

水道局総務課長から説明がありましたが、まずこちらに談合情報が封書で届きました。中を開けたところ、封筒と印字されていた内容のコピーをお配りしていますが、そのようなものが入っていました。その時点で入札契約ではないと思ってしまい、水道局の担当に連絡をしたというところで、審議会の皆さんにすぐに諮問、報告するというのが頭の中にございませんでした。その後、竹下委員からお電話をいただき対応の指示を受けまして、改めて簿冊等を確認したところ、すぐにご連絡を差し上げなくてはならない案件であったことが確認できました。すぐにご報告できなくて申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。

そして、5月7日時点で、松原会長に連絡させていただき事情を説明したところ、入札が市民生活に影響を及ぼすということで、「米子市が今まで行ってきた対応がしてあれば良いのでは」というお言葉をいただき、5月8日に各委員あてにメールで状況をお知らせした次第でございます。

お手元の概要一覧で、近いところで平成19年「市道皆生6丁目3号線改良工事」の談合情報が寄せられた際には、委員の皆さまに対しては、この時はヒアリングを行った後、米子市の方針の原案を提示して議論を求める形でした。残念ながら、こちらは再入札を行うこととなりました。再入札についても談合情報が寄せられ、その際もヒアリングを行った後、メールで確認させていただきました。年度を越えて20年の4月、5か月後に入札が行われています。このような対応となっております。

水道局総務課長が申しあげましたように、米子市が入札を行って結果が談合情報どおりであったということで聴取を行い、談合の事実があったことを確認することはできませんでしたが、談合の疑いを払拭できなかったため無効とし、改めてメンバーを入れ替えて入札を行いました。2回メンバーを入れ替えて、3回目という格好になっておりまして、今回の水道局の対応と同じような格好となっております。

竹下委員

私も長く委員をさせていただいておりますので、平成19年の談合の時に、一つの米子市としての対応の方策をとりました。契約課の戸棚に談合情報というファイルがありますので、そこを見ればわかったと思うのですが、それが一つもなかった。平成19年の時にどうするかということで、その前に談合情報が寄せられて発注者側で対応して、私が審議会の中で「それはおかしいのではないか」と申しあげたが、守秘義務があるということで、それから、ヒアリングに審議会委員で都合のつく方は参加できるようになった。それ以来、ちょっと20年以降案件がなかった状況です。

竹下委員

それから、水道局は市の部局とは違うという認識を持っているのではないですか。独力で何でもできると思っているのではないですか。それで、対応を契約課に問い合わせすることもなく処理をされたのではないですか。それが1点。副市長との協議のメモも未提出ですので、どのような話を厳密にやったのか、当然協議の議事録を作っておられると確認事項が発生するものですから、その提示もされていないということが2点。それから、4分割の話になりましたが、確かに金額を落として、工期を分けてという形は理解できましたが、その入札はどういう方式でされたのかの説明がないということです。

その3点、もう少し追加でお願いしたい。

工事所管課

1点目の水道局長が独自に何でもできると思っているのではというご意見ですが、そういうことは一切ございません。ただし、水道事業における全責任は、水道事業管理者にあるということは事実です。ですが、内々で何でもできるという認識は全くございません。ですから、まず事が起こった時に、市長、副市長に報告するべきということで、管理者である局長が真っ先に尋ねて報告させていただいております。それが1点目です。

3点目の4分割の入札方式ですが、メーター取替は人員と時間をとられる内容ですので、やっていただけないということは、通常の請け負われた工事と併せてやっていただく必要がありますので、人員のことを考えるとさらに再分割して可能であればしなければならない。その際の方式は、B級、C級に対する指名競争入札を行っております。

総務部長

竹下委員から最初の方で談合情報についての対応について、平成19年にもあったはずだということで、こちらの事務局のミスだったと認識しております。私どもも4月20日の時点で、入札契約課に水道局が来られたといった情報は得ていましたが、今後どうするかといったことが入札契約課でも混乱していたということが実態でございます。こういう事案があることはいけないことです。このあたりは肝に銘じて、きちんと審議会を開いて委員の皆さんに集まっていただいて善処する方向性を出すといった形をとりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

竹下委員

担当者が変わることによって、過去の歴史のひも解きができないということはいくぶんわかるのですが、談合というものが行われることについては、やはり犯罪行為です。最近の状況の中で、明確な、昔と違う談合ではなくて、巧妙な方式で、先般も東北でありましたが公正取引委員会が入りました。これは農業用ハウスの談合問題です。ここで明確に、95%以上は談合だと公正取引委員会自身が発言をしているわけですね。それで今回もちゃんと聴き取りに入っている。

そういうことからすると、米子市の落札価格が、予定価格に対する落札価格が非常に高くなってきている。それに照らすと、米子市の契約の内容もかなりのものが談合なのではないかという認識をとらざるを得ないといった状況にきていると思うのです。ですから、私たちが審議をしているのは、1円でも安く良い仕事をしてもらうためにはどうすればいいのかということで、契約課と協議をしながら進めてきているのですが、こういう状況が今後も蔓延する形になると、第三者委員会というのはどういう役割を果たすのかというふうに感じるわけです。

私は米子市の契約課が取られている方式が、全国でもトップクラスの対応、議事録も含めてですけれども。特に談合合情報が寄せられた業者に対するヒアリングに審議委員も参加しているということは、実は他県では驚いている。そういう状況なんです。そういう点では、米子市はかなり取り組みをされているし、過去には工事内訳書を分析し、データ化して担当課としての方策を出したものを提出されているという経緯があります。発注をする担当課についても、そういう視点の中で発注業務を行っていただかないと、やはり市民に対して責務が果たせないのではないかと考えています。今回もあってはならない状況ですが、米子市の消防署の庁舎改築工事について明確に出ていました。過去にも私たちも協議をして、最も市民のためになるような方策を模索してきていますので、情報を明確にしていいただければと考えております。よろしく願いします。

松原会長

委員の方がいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

竹下委員もおっしゃられましたが、こうした事例は、こういうことは決して我々は望んでいるわけではなくて、これだけの情報社会の中で、いろいろな情報が出る可能性はいくらでもあると思います。このようなことが起こることは否定できないと思いますね。したがって、今後出たときに対応がとれるような、マニュアルというそういうことを想定していることになりますが、万が一の時にきちんと対応がとれるようにしていただきたい。行政ですので担当者の異動もありますが、それでも対応できるように。

それから、先ほど竹下委員がおっしゃっていましたが私もそう思うのですが、米子市の入札契約審議会の情報公開、審議のあり方は非常に素晴らしい。担当課の方もずっと詰めておられて、案件が出た時、すぐに対応できるような形は私の経験ではありません。また、談合情報のヒアリングに参加できるのも素晴らしい。そういうところは評価できる。このようなことが発生しないように、透明性のある審議会をお願いしたい。

竹下委員

要望ですが、入札の方式が指名なのか指名でないのかをかつこ欄に記載していただくと、工事費内訳書を求めなくてもよくわかると思うのですがいかがでしょうか。

事務局

お手元の資料で工事名から入札日、契約日等工事をすべて載せている表がございますが、この中の入札方式のところをご覧くださいと希望型、随契等載せてございますが、通常型が指名にあたります。希望型というのは、自分が希望されて手を挙げていただく。随契の方は、米子市の担当課長が内申をして業者を選びますので通常型に近い格好となります。これを見ていただくと、通常型を拾っていただくと、こちらから指名をしたものかどうかかわかると思います。

竹下委員

と判断すれば、通常型以外は指名はないということですか。J Vもないのですか。

事務局

J Vも希望型です。公募型もです。通常型と随契以外は、全てご自分が希望されてということです。

竹下委員

通常型についてだけ、指名を10社以内でという状況になっているということですね。

事務局

そうですね。

松原会長

最後に、その他の案件ということで、委員の皆さま何かございますか。それでは、事務局の方にお返しします。

事務局

本日は2時間30分ということで、かなり予定を過ぎましたが、しっかりとご審議をしていただけたのではないかと思います。こちらたくさん宿題をいただきましたので、解決できるようこれからも努力したいと思いますので、今後ともご協力をお願いいたします。

竹下委員

できましたら、規約や要項等を一覧でファイリングしたものをいただきたい。なぜなら、絶えずそれを手元に置きながら、双方向で説明をする方が疑問も解消されますし、審議もスムーズに行くと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

各委員ごとにファイリングしたものをご用意するということですね。次回から対応させていただきます。

以上で終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。